二条第七号に規定する豚の生産の振興のための事業に必要な資金の交付であって、政府以外の者から拠出された資金を財源として行うものに関する事項

第一条第四号ロ中「独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）」を「機構法施行規則」に改める。

第十条第二項中「金額」の下に「及び第一条第二号ロの交付に必要な経費の財源に充てるために政府以外の者から拠出された金額」を加え、同条第四項中「充てる場合」の下に「及び第一条第二号ロの交付に必要な経費に充てる場合」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条並びに独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第一条第二号及び第四号並びに第十条第二項及び第四項の規定は、平成二十二年度の事業年度から適用する。

告　示

○宮内庁告示第四号

天皇皇后両陛下は、岐阜県において開催される第三十回全国豊かな海づくり大会に御臨席、併せて地方事情を御視察のため、六月十二日から同月十五日まで岐阜県及び愛知県へ行幸啓になる。

平成二十二年五月十四日

宮内庁長官　羽毛田信吾

○総務省告示第百九十一号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成二十二年五月十四日

総務大臣　原口　一博

名　称	日本共産党本部周辺地域
期　間	平成二十二年五月十七日から平成二十三年五月十六日まで
地　域	東京都千駄ヶ谷四丁目 渋谷区千駄ヶ谷五丁目一番から三十二番まで（ただし、二十四番については、特別区道第一〇五三号路線の部分に限る。） 代々木一丁目
差点	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交

○総務省告示第百九十二号

平成二十二年三月一日に群馬県と埼玉県との境界に変更があったことから、地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則（平成二十年総務省令第八十六号）第二条の規定に基づき、総務大臣が定める従業者数を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十二年五月十四日

総務大臣　原口　一博

一　群馬県　九五五、七八九人

二　埼玉県　二、五六七、〇八九人

○法務省告示第二百二十号

福岡市中央区役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十二年六月十四日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば中央区役所又は福岡法務局に照会すること。

平成二十二年五月十四日

法務大臣　千葉　景子

福岡市大字住吉千五百九十五番地　嶋田　寅吉

○国税庁告示第十四号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月十四日

国税庁長官　加藤　治彦

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人グリーフケア・サポートプラザ	東京都港区赤坂九丁目二番六号カルム第二赤坂一〇三	平山　正實	平成二十二年五月十六日から平成二十七年五月十五日まで
特定非営利活動法人原子力資料情報室	東京都新宿区住吉町八番五号曙橋コーポ二階B	伴　英幸	平成二十二年五月十六日から平成二十七年五月十五日まで
特定非営利活動法人国際子ども権利センター	東京都台東区東上野一丁目二〇番六号丸幸ビル三階	甲斐田万智子	平成二十二年五月十六日から平成二十七年五月十五日まで
特定非営利活動法人生態工房	東京都杉並区松庵三丁目三八番一四号尾崎ダイヤビルニD	安部　邦昭	平成二十二年五月十六日から平成二十七年五月十五日まで
特定非営利活動法人日本を美しくする会	東京都世田谷区池尻二丁目三七番一二―七〇一号	田中　義人	平成二十二年五月十六日から平成二十七年五月十五日まで
特定非営利活動法人パレスチナ子どものキャンペーン	東京都豊島区目白三丁目四番五号アビタメジロ六〇三号	北林　岳彦	平成二十二年五月十六日から平成二十七年五月十五日まで
特定非営利活動法人ラオスのこども	東京都大田区南馬込六丁目二九番一二号	森　透 野口チャンタソン	平成二十二年五月十六日から平成二十七年五月十五日まで

○国税庁告示第十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月十四日

国税庁長官　加藤　治彦

別表特定非営利活動法人世界の子どもにワクチンを日本委員会の項中「平成二十二年六月三十日」を「平成二十七年六月三十日」に改め、同表特定非営利活動法人花岡平和記念会の項中「平成二十二年二月二十八日まで」の下に「、平成二十二年五月十六日から平成二十七年五月十五日まで」を加え、同表特定非営利活動法人一〇〇万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センターの項中「平成二十二年八月三十一日」を「平成二十七年八月三十一日」に改める。

二　別表特定非営利活動法人ＥＳＡアジア教育支援の会の項中「田代日出夫」を「吉田　直哉」に改め、同表特定非営利活動法人子どものいのちを守る会の項中「東京都新宿区矢来町一二三番地矢来ビル二階」を「東京都新宿区矢来町一二三番地矢来ビル三階」に改め、同表特定非営利活動法人ＴＡＢＬＥ　ＦＯＲ　ＴＷＯ　Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌの項中「近藤正晃ジェームス」を「小暮　真久」に改める。